

石狩市とサンフロンティアホテルマネジメント株式会社との包括連携協定書

石狩市（以下「甲」という。）とサンフロンティアホテルマネジメント株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化することについて、以下のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、緊密な相互連携と協働による活動を推進し、地域の振興及び活性化並びに市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 地域の活性化に関する事項
- (2) 地域資源や観光資源の活用に関する事項
- (3) 関係人口・交流人口の創出や増加に関する事項
- (4) 防災及び災害時における連携・協力に関する事項
- (5) その他協議により定める事項

2 甲及び乙は、連携事項を効果的に実施するため、必要に応じて協議を行うものとし、具体的な取組内容、実施方法及び費用負担については、甲乙協議の上、連携事項ごとに、別途、取り決めるものとする。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定の締結及び実施において知り得た他の当事者の非公表事項を第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合、及び弁護士等の外部専門家、公的機関等に対して必要な範囲で開示する場合は、この限りではない。

2 甲及び乙は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も、前項に定める守秘義務を負うものとする。

（協定の変更）

第4条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲及び乙が協議のうえ、本協定を変更し、又は解除することができるものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とし、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも書面による申し出がない場合は、更に有効期間を

1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義等が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年10月20日

甲 北海道石狩市花川北6条1丁目30番地2
石狩市長

乙 東京都千代田区有楽町一丁目2番2号
東宝日比谷ビル8階
サンフロンティアホテルマネジメント株式会社
代表取締役会長